

～たばこ・酒類の販売時の年齢確認の徹底に向けて～
顔写真付きの証明書による年齢確認をお願いします

たばこ・酒類を販売される事業者の皆様には、20歳未満の者の喫煙・飲酒の防止やたばこ・酒類の販売時における購入者の年齢確認について、日頃から御協力をいただいているところです。

このたび、令和6年12月にマイナンバー法等の一部改正法の施行により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されること、またこれに伴い顔写真付きの身分証明書の保有拡大が見込まれることなどから、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（以下、「規則」という。）に定める年齢を確認するための証明書等について整理を行いました。

以下のとおり年齢確認の証明書等について、規則を一部改正しましたのでお知らせします。

1 今回の規則改正による変更点

規則第2条に定める購入者等の年齢確認のために必要な証明書等のうち、以下の2点。

- (1)「健康保険等の被保険者証又は共済組合員証」及び「年金手帳又は年金証書」を削除
- (2)「学生証」に「顔写真の表示があるもの」の規定を追加

2 取扱変更の開始時期

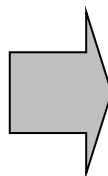
令和7年12月2日



◎年齢確認の際の証明書として使用できるもの

<令和7年12月1日まで>

- ・運転免許証 ・学生証
- ・健康保険証 ・年金証書
- ・パスポート
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・マイナンバーカード
- ・タスポ（taspo） ・各種福祉手帳



<令和7年12月2日から>

- ・運転免許証 ・学生証（顔写真付き）
- ・パスポート
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・マイナンバーカード
- ・タスポ（taspo） ・各種福祉手帳

（問合せ先）

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課
地域環境グループ

電話 045-210-3848（直通）

【参考】

＜神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例から抜粋＞

（購入者等の年齢確認）

第8条 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの（次項において「証明書等」という。）の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

＜神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（改正後）から抜粋＞

（証明書等）

第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）自動車又は原動機付自転車の運転免許証
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認でき、かつ、顔写真の表示があるもの
- （3）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券
- （4）出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書
- （5）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- （6）その他本人の年齢又は生年月日を確認することができる書類で知事が別に定めるもの

県 HP →



（神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例について）

※この改正内容説明チラシのデータを掲載しています。